≪インフルエンザ出席停止期間について≫

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第１９条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。平成２４年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は

発症後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまでと変更されました。

これにより、「発症した後５日を経過」かつ「解熱した後２日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後５日は出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表の例４、例５参照）

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（３８度以上の高熱）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。

≪インフルエンザ出席停止期間早見表≫

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**